

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第1回牛豚等疾病小委員会 議事要旨

1. 日 時：平成15年12月16日（火）10：00～12：00

2. 場 所：消費・安全局第5会議室

3. 出席者：

（臨時委員）

柏崎委員、寺門委員、深澤委員

（専門委員）

明石委員、福所委員

（事務局）

中川消費・安全局長、栗本衛生管理課長、小倉課長補佐、杉崎課長補佐、
伏見課長補佐、熊谷課長補佐 ほか

4. 議 題

（1）特定家畜伝染病防疫指針作成の基本的考え方について

（2）口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

（3）特定家畜伝染病防疫指針作成までの事務的な手続（スケジュール）について

（4）その他

5. 議 事

○栗本衛生管理課長による開会の発言の後、中川消費・安全局長より挨拶があった。

○臨時委員の互選により柏崎委員が小委員長に選出された。

○柏崎小委員長

それでは、これより審議に入る。12時をめぐりにまとめたいと思う。まず、資料3から資料6について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（資料3～6について説明）

○柏崎小委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあったことについて、何か質問があるか。

○寺門委員

具体的には口蹄疫の指針を作成することが本小委員会の当面の目的ということか。

○事務局

そのとおり。

○福所委員

言葉の問題となるが、従来のマニュアルとの整理を今後行っていくということか。

○事務局

法に基づく指針を策定し、従来のマニュアル等は、この指針に基づく運用通知として位置づけることとなる。

○柏崎小委員長

スケジュールだが、現場でこういった指針に基づいて動かしていくのは家保がやることになると思うが、現場からの意見の汲み上げはどこで行うのか。

○事務局

ここでの議論の後、意見を集めたい。

○柏崎小委員長

めぐる情勢の中で豚コレラについては説明があったが、オーエスキー病についてはどういう状況か。

○事務局

BSE発生などもあり、2年ほど手を付けられておらず、塩漬けのような状態。拡大は抑えられているが未だに発生はある。ワクチンやるところはきっちりやるなど、地域全体でメリハリを付けて取り組むことが必要。意思確認をやりたい。

○事務局

一つの団体の意見だが、豚コレラのワクチン接種中止した後はオーエスキー病に取り組みたいという意欲はある。

○事務局

(資料7、8について説明)

○寺門委員

指針を定めた後、マニュアルを直していくということか。

○事務局

必ずしも指針のスタイルと現行要領のスタイルをそろえなければならないとは考えていない。指針に基づき具体的措置を定めた運用通知として要領を位置づけたいと考えている。要領についても修正すべき部分など必要があれば見直したいと考えてるので意見を頂きたい。

○福所委員

以前、海外悪性伝染病防疫要領を口蹄疫要領に修正しているが、今回定めるものの考え方としては、法に基づき告示できちんと規定し、実際の運用は通知でやっていくということによいか。

○事務局

そのとおり。構成は感染症法を参考に、告示に規定する指針と、それに基づく要領というふうにやろうということ。

進むべき方向性や実施すべき措置を大まかに定めるものが指針であり、現場で行う具体的な手の上げ下げなんかは通知で定めたいと考えている。

○明石委員

3つの小委員会で並行して指針を検討しているとのことだが、3指針に共通して盛り込まれる事項はなにか。

○事務局

案の段階だが、他疾病の指針については大きな項目立ては大幅な変更は無いのではないかと思う。特に、口蹄疫と鳥インフルエンザは似たようなスタイルになるのではないか。ただし、TSEについては口蹄疫やインフルエンザと大きく異なる伝播経路や対策となるため、共通しない事項も盛り込まれることになるかと思う。

○明石委員

恐らく鳥インフルエンザの指針とは似通ってくることになるかと思うが、他の小委員会で出された意見がこちらに連動して修正されてくるようなことがあり得るのか。

○事務局

互いに影響を与えることは当然反映することになり、意見を伺うことになるかと思う。ただ、他の2疾病は人への影響という観点から口蹄疫とは異なる事項が盛り込まれることになるかと思う。

○寺門委員

この指針案は、92年ぶりの国内発生を受けた事項が盛り込まれていると思うが、反映された部分はどこか。

○事務局

明文化されているのは前文部分。海外悪性伝染病防疫要領から現行の口蹄疫要領に改正された時点で、H12年の発生した際の問題点等は反映されており、指針案にはこれらを含め盛り込んである。関係者との連絡体制、診断に際しての専門家の助言、死体処理などの事項について、北海道や宮崎から意見も頂いて反映している。

○深澤委員

現場の目からみると、例えば21ページで国の関与する部分が言及されているが、疾病は県域にとどまらず、広域的な対応は必要。移動制限だけではなく、国が関与すべきところは他の対応についても幅広く読み込めるような整理ができるような指針にしたらどうか。埋却の対策はどうするのか。県で一番苦労するのはその部分。自治事務との絡みで、ぎちぎちと書くのは書きづらいのかもしれないが、国と県でどちらがやるべきかがはっきりしていないと県は不安になる。大きな概念があって、あとに具体的なものを記載するという整理となるべき。特に口蹄疫に関しては他の疾病とは違う。県などという概念ではいけない。

○事務局

法律の建前でいうと、県が最初に対応し、その後国となるが、口蹄疫の場合は国が最初に対応を進めるというスタンスを押し出すということか。実際の話を考えて、確かに県単独で対応を考えてるような暇はなく、当時もそのような対応となった。

○柏崎小委員長

家畜防疫に関しては昔から県や市町村単位で物事を考えるような癖があるが、現在は全国規模での経営があり、家畜の移動も県単位では考えられない。県毎の対応は確かに時代に合わないという感じはある。この辺をどう盛り込むか。

○事務局

ここでは基本方針の中にすこし書いてあり、まず侵入防止が大事であるので輸入検疫措置を規定している。実際に発生したらすぐにまん延防止措置へ移行することになるが、考え方

を入れるというのは基本方針を見直すということか。

どうするのかを国が最初に言い出すのか、県に聞いてから始めるのか、意思決定、方向性を示すのはまず国がやったほうがよいということか。

○深澤委員

防疫措置は複数県またがることもあるが、まず動くことが大事であり、後の処理は知事同士話し合っただけで決めるということ。こと口蹄疫に関しては、そういった整理が必要ではないか。

○柏崎小委員長

どこか基本方針あたりに、そういったニュアンスを含ませて書くのは必要かもしれない。

○事務局

法律を超えるような規定はできない。地方自治のこともある。基本方針あたりに盛り込むような形でないと、個々の事項に国の関与を盛り込むのはなかなか書きにくいところもある。告示で出すものなので法律論でいうとそぐわないところでもある。

○寺門委員

現実的には、前回の場合はいろいろあったが、やはり国主導でやっていた。北海道では裁判になったが。

○深澤委員

裁判では国は一切出ず、家畜防疫員一人のみに降りかかった。家伝法上は防疫員の責任になる。

○柏崎小委員長

なかなか結論は言えないかもしれないが、そういった実態もあるということ承知しておくことでよろしいのではないか。その他なにかあるか。

○明石委員

18頁にある5年毎の再検討とは、横並びで書かれているものなのか。口蹄疫の特性を考慮したものか。

○事務局

政府の方針や計画の見直し期間といったものが概ね5年となっていることによる。もちろん5年経たなければ変えられないというものではなく、適宜見直しは可能である。少なくとも5年ごとに見直さなければ陳腐化してしまうので、最低限の期間として設定しているもの。状況が変われば方針を見直すことになる。

○明石委員

疾病に年限はない。5年経てば見直さなければならないというのは無駄な作業となる。日々、流行状況を勘案しながら見直すことが必要。

○事務局

文書上のルールとして期限を定めているもの。期間は長くても5年ということ。「少なくとも」というのは何もなくても5年経てば検討するということ。5年経てば見直す必要がなければそのままだし、必要があれば随時変更はしていく。

○柏崎小委員長

当然、必要があれば見直す。横並びの表現でこうなっていると思う。別の質問だが、指針のなかの「関係者」とはだれを指すのか。

○事務局

「総合的に進める指針」のなかには、国、県、市町村、関係団体、家畜所有者、獣医師などが記載されており、あえて書くとすればこういったところを列挙することになる。

○柏崎小委員長

これについては要領もあるので、そこでわかるため特に断らなくても構わない。

○事務局

省内で文書的な指摘があるかもしれないが。

○寺門委員

18ページの最初にあるが、我が国の家畜防疫に携わる関係者ということではないか。

○福所委員

18ページにOIEの国際動物衛生規約とあるが、陸生動物規約が正式なもの。

○事務局

一般的に用いられているのでこう書いているが、調整する。

○柏崎小委員長

19ページの発生予防措置のところに、「発熱、元気消失、・・・」など細かく症状が書かれているが、「水疱の形成」くらいでよいのではないか。

○寺門委員

同じところに「家畜の飼養者」とある部分で、飼養者が習得する技術とはなにか。

○事務局

ここで言っている技術とは、治療やまん延防止の技術のことではない。日頃の飼養管理上の技術を指している。牛体を清潔にしておくことや糞尿の処理をきちんと行うなど、侵入防止を行う上で最低限、所有者が通常行うべきものを想定している。

○柏崎小委員長

衛生管理技術ということでよろしいのではないか。その他、なにかあるか。

○福所委員

病性鑑定についてだが、初発の場合は県で行わないということで現行要領に規定されているが、続発の場合の記載が無いのではないか。

○事務局

資料9の現行要領6ページをみていただくと、このなかで、続発の場合についての措置を規定している。

○福所委員

前回の発生の際は一元的に動衛研で検査を行ったが、指針案の中に「防疫員は・・・必要

に応じて検査を実施する」とか「県は・・・検査を実施する」との記載があるが、非特異反応などの問題もあり、県単位で検査を実施するのは混乱を招く恐れがある。やはり動衛研で一元的に検査を実施すべきであり、明確に記載するほうがよいと思う。

○柏崎小委員長

家畜保健衛生所の体制整備の問題もある。非特異反応などの問題が解決されれば県で検査しても良いのか。

○福所委員

検査は、全国規模で発生があった場合には動衛研で対応しきれない場合もある。ELISA検査くらいは県におろすことも考えておかないといけないかもしれない。

○事務局

指針は基本的に法律に基づいて主語を記載している。家伝法上、動衛研が検査を実施できる条項はなく、都道府県知事や防疫員が行う条項のみである。実際に検査を実施するラボの場所は動衛研であっても、法律上の検査実施主体者は県であったり防疫員である。検査場所などの具体的運用は要領に記載せざるを得ないと考えている。

○寺門委員

法改正の際に、自民党部会でも話が出たが、なんで県や獣医師会でやらないのかといった意見もあった。当時、我々は世界的に見てもそのような診断体制はないとっておいたのだが、そのような話は結構出てくる。診断に関してはどうしても読めるようにしておかずに、しっかりとしておいた方がいいと思う。

○深澤委員

県としては、BSEもそうだが、最終診断はやはり動衛研とならざるを得ない。検体を送り込んで、早く結果をくれと言っているのが県としては実態上一番良いのかもしれない。BSEの検査も確認検査をやりたいという県は無いのではないか。

○事務局

最近、このことについてアンケートを実施している。BSEの確認検査を導入希望している県は少数あるが、最終判断については別であり、判断の場は技術検討会でやるべきという意見であった。

○深澤委員

法の体制上、そう言わざるを得ない。予防法に基づく決定は防疫員が行う。決定や指示を防疫員が行っていることについてはいろいろ考えさせられた。

○事務局

検査を行う旨の記述の部分に、「動物衛生研究所の協力のもとに」などといった記述を差し込む。法律の域を超えないような記述となると、その辺の書きぶりとならざるを得ないと思う。

○柏崎小委員長

指針での書きぶりとなると、そういった記述が妥当か。

○寺門委員

前回の発生では技術検討会で判定を行っていたと思うが。

○事務局

そのとおり。

○深澤委員

宮崎の場合はどこで診断を行ったのか。

○事務局

同様に検討会でやっている。正確に言えば、最後の決定は防疫員。国の助言として、動衛研からの検査結果の報告を受け、現場の状況等を鑑みて判断している。

○寺門委員

BSEとはちがう体制なのか。

○事務局

BSEも同様である。国は防疫員の決定の後ろ盾となる検査結果の検討を行い、その結果を知らせている。

○柏崎小委員長

他に意見はないか。

○寺門委員

20ページのまん延防止の部分だが、患畜、疑似患畜の処分のところで、「他の場所に送付して処理することも考慮して」とあるが、唐突な感じがする。

○事務局

これは宮崎や北海道での発生の際に、埋却場所の確保で問題が生じたことを受けたもの。両県共に頭を悩ませた部分であり、事前に防疫演習などを行って場所を把握しておいていただきたいというもの。

○深澤委員

他の場所というが、具体的にどれくらいの距離までを想定しているのか。

○事務局

具体的な距離を明示することは困難と考えている。北海道と九州ではまったく事情が違う。県境を跨いだり、水系などの地形状況により判断が異なってくる。隣県で大量処分可能な化製場などがある場合は、そこまで運ぶこともあり得ると考えられる。近くでも搬出経路途中で畜産団地がある場合と、遠くても途中で畜産農家が存在しない場合とでは、当然、距離的に遠い方を選択することもあるだろう。

○寺門委員

発生当時、冷凍船を確保して洋上に置いておこうといった話まで出た。

○柏崎小委員長

他の場所に移すということに問題があるということか。

○寺門委員

いや、「考慮すべき」という記述が気になる。

○深澤委員

むりやり隣に埋めなければならない場合もあり得るとのことか。

○事務局

他に場所が確保できなければ、そうならざるを得ない。

○寺門委員

資料の何ページになるのか。

○事務局

資料9の要領の1ページと8ページ。1ページの1の(2)に書いてあるものを指針にも記載したもの。埋却についての具体的なことを、全国的な方針を規定する指針の中に書き込むのは難しい。県の中でも畜産地帯と市街地では全く事情が異なるため、これについては実際に発生があった際に、地図を広げて検討するしかないと思う。

○寺門委員

「考慮すべき」という言葉が適当ではない。

○柏崎小委員長

そういう意見があったということを承知しておく。

○事務局

ワクチンについては、考え方は変わっていないか。摘発・淘汰が基本というのは世界の趨勢であることに変わりないか。

○福所委員

コード上、清浄化が遅れるという問題やキャリアとなる問題、発生後の調査における影響などがあり、スタンピングアウトが基本という考え方は変わっていない。

○事務局

イギリスでの牛の処分風景が流れたとき、そこまでするのかという話もあったようだ。情緒的な意見なのかもしれないが。

○福所委員

動物愛護の面から見ればそういったこともあるのかもしれないが、経済活動をするうえで処分はやむを得ない。将来的に感染防御が可能なワクチンが開発されれば別だが、現段階ではスタンピングアウト方式の考え方は変わらない。

○寺門委員

大量処分しなければならない場合、リングワクチネーションなどやらなければ・・・ワクチン、処分の話は考えないと。

○柏崎小委員長

要領の中には規定すべき

○明石委員

原因調査について、今まで特定されていない。情報は集まるが有機的に利用されていな

い。これは要望。

○柏崎小委員長

告示になる以上、文書上の制約はあるが、最大限取り入れてほしい。県からの意見も聞いたものを・・・

○事務局

来週くらいまでに意見いただければ、要領も次に指針を定めるべき疾病についても。

○柏崎小委員長

事務局の案に沿って修正。

○事務局

年明けには2回目を開催したいと思う。本日は貴重な意見をいただきありがとうございました。今後ともご助言をお願いいたします。

(以 上)